

官報号外

平成二十六年十一月十四日

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○ 第百八十七回 会參議院會議錄第八号

平成二十六年十一月十四日（金曜日）

○議事日程 第八号

午前十時開議

第一 災害対策基本法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十七回国会衆議院送付)

○今日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。
日程第一 災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長秋野公造君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○魚住裕一郎君　ただいま議題となりました法律
〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

詔諭を経わり、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平成二十六年十一月十四日 参議院会議録第八号

災害対策基本法の一部を改正する法律案

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま

す。
投票総数

二百二十八

賛成
反対
五百二十四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議員
清水 貴之君
石川 博崇君
吉田 忠智君
東 徹君
副議長
山崎 正昭君
又市 征治君
竹谷とし子君
東君

議員
江島 潔君
藤川 政人君
井原 巧君
岡田 直樹君
松山 政司君
岡田 吉田君
佐藤 正久君
吉田 博美君
吉田 信秋君
吉田 昭子君
大塚 耕平君
山東 昭子君
神本美恵子君
田中 直紀君

河野 義博君	藤巻 健史君	杉 久武君	秋野 公造君	儀間 光男君	横山 信一君	堀井 嶽君	矢倉 克夫君	佐々木さやか君
平木 大作君	中原 八一君	真山 勇一君	谷合 正明君	熊谷 大君	上野 通子君	小野 次郎君	柴田 巧君	赤石 清美君
山本 公造君	中西 祐介君	山本 博司君	磯崎 仁彦君	山本 香苗君	川田 龍平君	川田 長沢	岡田 広君	森 まさこ君
中原 八一君	小泉 昭男君	山本 博司君	山崎 雅治君	寺田 典城君	浜田 昌良君	浜田 長沢	岡田 広君	丸山 和也君
中川 珠代君	岡田 信介君	中川 雅治君	脇 雅史君	山口 那津男君	山崎 次郎君	山崎 長沢	野村 哲郎君	野上 浩太郎君
丸川 準一君	二之湯 智君	愛知 治郎君	山崎 力君	西田 実仁君	寺田 香苗君	寺田 香苗君	未松 信介君	森 まさこ君
石井 浩郎君	北川イッセイ君	岡田 信介君	山崎 光英君	宮沢 洋一君	衛藤 晟一君	衛藤 晟一君	野村 哲郎君	赤石 清美君
石井 昌宏君	丸川 準一君	未松 信介君	岩城 光英君	赤池 誠章君	片山虎之助君	片山虎之助君	森 まさこ君	河野 義博君
石井 浩郎君	石井 浩郎君	岡田 信介君	山崎 光英君	西田 実仁君	寺田 典城君	寺田 典城君	岡田 信介君	石井 浩郎君
石田 俊男君	石井 浩郎君	岡田 信介君	山崎 光英君	山口 那津男君	山口 那津男君	山口 那津男君	岡田 信介君	石田 俊男君
石田 昌宏君	石田 俊男君	岡田 信介君	山崎 光英君	西田 実仁君	寺田 典城君	寺田 典城君	岡田 信介君	石田 俊男君

石井 正弘君	牧野たかお君	石井 浩郎君	石井 浩郎君	石田 昌宏君				
赤石 清美君	森 まさこ君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	石井 浩郎君				
森 まさこ君	丸山 和也君	赤石 清美君	赤石 清美君	石井 浩郎君				
丸山 和也君	野上 浩太郎君	森 まさこ君	森 まさこ君	石井 浩郎君				
丸川 準一君	北川イッセイ君	丸川 準一君	丸川 準一君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	丸川 準一君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				

石井 正弘君	牧野たかお君	石井 浩郎君	石井 浩郎君	石田 昌宏君				
赤石 清美君	森 まさこ君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	石井 浩郎君				
森 まさこ君	丸山 和也君	赤石 清美君	赤石 清美君	石井 浩郎君				
丸山 和也君	野上 浩太郎君	森 まさこ君	森 まさこ君	石井 浩郎君				
丸川 準一君	北川イッセイ君	丸川 準一君	丸川 準一君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	丸川 準一君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				

石井 正弘君	牧野たかお君	石井 浩郎君	石井 浩郎君	石田 昌宏君				
赤石 清美君	森 まさこ君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	石井 浩郎君				
森 まさこ君	丸山 和也君	赤石 清美君	赤石 清美君	石井 浩郎君				
丸山 和也君	野上 浩太郎君	森 まさこ君	森 まさこ君	石井 浩郎君				
丸川 準一君	北川イッセイ君	丸川 準一君	丸川 準一君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	丸川 準一君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				

石井 正弘君	牧野たかお君	石井 浩郎君	石井 浩郎君	石田 昌宏君				
赤石 清美君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	石井 浩郎君				
森 まさこ君	丸山 和也君	赤石 清美君	赤石 清美君	石井 浩郎君				
丸山 和也君	野上 浩太郎君	森 まさこ君	森 まさこ君	石井 浩郎君				
丸川 準一君	北川イッセイ君	丸川 準一君	丸川 準一君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	丸川 準一君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				

石井 正弘君	牧野たかお君	石井 浩郎君	石井 浩郎君	石田 昌宏君				
赤石 清美君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	石井 浩郎君				
森 まさこ君	丸山 和也君	赤石 清美君	赤石 清美君	石井 浩郎君				
丸山 和也君	野上 浩太郎君	森 まさこ君	森 まさこ君	石井 浩郎君				
丸川 準一君	北川イッセイ君	丸川 準一君	丸川 準一君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	丸川 準一君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				
石井 浩郎君	岡田 信介君	岡田 信介君	岡田 信介君	石井 浩郎君				

官 報 (号 外)

正規社員の身分と既得権益に関する質問主意書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍基地において感染症が発生した際の情

(第十六号)

雇用保険給付の一部について申請期間がごく短

(山本太郎君提出) (第十六号)

米軍機の日本国内での空域使用と特定秘密保護

君題曲(第六二号)

リニア中央新幹線工事に伴う環境影響回避策に

問一質問三原書之補註之二補註之二第十一

川内原発の避難計画に関する質問主意書（福島）

海外における日本製食品及び農水産物の風評破

害に基づく輸入制限に関する質問主意書(浜田)

循環型社会形成推進交付金(復田・復興枠)の交

付状況とがれき広域処理促進効果の更なる究明

同上

日本院は、原子力委員会委員長に岡芳明君を、

（略）

日本院は、國家公安委員会委員に川本裕子君を

命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、特定個人情報保護委員会委員に板澤幸雄君及び川野辺充子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
閑税暫定措置法の一部を改正する法律	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律	昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員 総務委員 辞任	酒井 庸行君 世耕 弘成君 安井美沙子君 補欠
江崎 孝君	

法務委員	辞任	外交部防衛委員	有村	太田	補欠
			治子君	房江君	
厚生労働委員	辞任	財政金融委員	吉田	江島	補欠
			博美君	潔君	
経済産業委員	辞任	厚生労働委員	白	北澤	北澤
			眞勲君	俊美君	俊美君
国土交通委員	辞任	北澤 俊美君	金子 洋一君	白	尾立
				眞勲君	源幸君
環境委員	辞任	安井美沙子君	江崎 孝君	江崎	補欠
山下 雄平君	補欠	江島 潔君	吉田 博美君	吉田	補欠
山谷えり子君		太田 房江君	有村 治子君	有村	
世耕 弘成君		酒井 庸行君	治子君	治子君	
山谷えり子君		山下 雄平君	雄平君	雄平君	
尾立 源幸君		金子 洋一君	洋一君	洋一君	
辯任					
議長					
陽輔君					
三木					
享君					
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会					
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。					
許可し、その補欠を指名した。					

地方創生に関する特別委員会	辞任	補欠
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	太田 房江君	高野光一郎君
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四号)	滝沢 求君	島村 大君
原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(閣法第二十七号)	安井美沙子君	野田 国義君
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)	紙 智子君	辰巳孝太郎君
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第二九号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第三〇号)	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第一七号)	

官報 (号外)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

(第百八十三回国会閣法第三〇号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的・まち・ひと・しごと創生法(閣法

第一号)及び地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第二号)の審査に資するため、現地

において意見を聴取する。

一、派遣委員

関口 昌一	岡田 直樹
古賀友一郎	藤川 政人
藤木 健三	藤本 祐司
荒木 清寛	滝沢 求
松下 新平	野田 国義
山田 太郎	寺田 典城
大門実紀史	江口 克彦

一、派遣地 群馬県

一、期間 十一月十七日 一日間

一、費用 概算一九四、六八〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十一条の二により承認を求めます。

平成二十六年十一月十三日

地方創生に関する特別委員長 関口 昌一

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ガソリンスタンドの現状に関する質問主意書

(江口克彦君提出)(第七〇号)

マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府

による把握状況に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七一号)

日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二号)

新サービス貿易協定(TISA)交渉への日本国

政府の参加に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第七三号)

JR北海道の安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七四号)

原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七五号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

第一、委員会の決定の理由

本法律案は、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時に

おいて、緊急通行車両の通行の確保等がなされる

よう、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのため必要な措置を講じること。

一、災害対策基本法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月四日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十

三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「次条及び第七十六条の三において」を「以下」に改め、同条第二項中「この

項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四

において」を削り、「次条及び第七十六条の三」を

三、災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限り

その手続の簡素化と補償の迅速化が図られるよう適切な措置を講じること。

四、災害時における発災直後から復興段階に至る一連の過程において、メンタルヘルスを含む医療体制の充実が犠牲者や被害者の拡大防止を図る上で重要であることに鑑み、災害対策基本法において各自治体が策定する「地域防災計画」に定める事項として「医療」の例示を検討すること。

要領書

本法律案は、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

右決議する。

災害対策基本法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月四日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十

三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「次条及び第七十六条の三において」を「以下」に改め、同条第二項中「この

項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四

において」を削り、「次条及び第七十六条の三」を

「次条第四項及び第七十六条の三[第一項]に改め
る。

第七十六条の四を第七十六条の五とし、同条の
次に次の三条を加える。

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道
路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは
近接する都道府県の地域に係る災害が発生した
場合において、道路における車両の通行が停止
し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊
急通行車両の通行の妨害となることにより災害
応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれが
あり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するた
め緊急の必要があると認めるときは、政令で定
めるところにより、その管理する道路について
その区間を指定して、当該車両その他の物件の
占有者、所有者又は管理者(第三項第三号にお
いて「車両等の占有者等」という。)に対し、当該
車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動
することとその他当該指定をした道路の区間にお
ける緊急通行車両の通行を確保するため必要な
措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をした
ときは、直ちに、当該指定をした道路の区間
(以下この項において「指定道路区間」という。)
内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知さ
せる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、
自ら第一項の規定による措置をとることができ
る。

る。この場合において、道路管理者は、当該措
置をとるためやむを得ない限度において、当該措
置に係る車両その他の物件を破損することが
できる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜ
られた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者が、第一項の規定による命令の
相手方が現場にいないために同項の規定によ
る措置をとることを命ずることができない場
合

三 道路管理者が、道路の状況その他の事情に
より車両等の占有者等に第一項の規定による
措置をとらせることができないと認めて同項
の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による
措置をとるためやむを得ない必要があるとき

は、その必要な限度において、他人の土地を一
時使用し、又は竹木その他の障害物を処分する
ことができる。

5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機
構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路

の道路管理者に代わつて、第一項から前項まで
の規定による権限を行うものとする。

6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路

の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合
においては、運送なく、その旨を会社に通知し
なければならない。

7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道
路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務

の一部を会社に委託しようとするときは、その
委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保す
るため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託
する事務の内容及びこれに要する費用の負担の
方法を定めておかなければならない。

8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者
に代わつて、第一項から第四項までの規定によ
る権限を行うものとする。

9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路
の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備
特別措置法第二十五条第一項の規定により公告
する料金の徴収期間の満了の日までに限り行う
ことができるものとする。前項の規定により地
方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わ
つて行う権限についても、同様とする。

第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁
止等を行うため必要があると認めるときは、道

路管理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律
第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動
車国道にあつては、国土交通大臣、その他の道路
にあつては、国土交通大臣、その他の道路
方)第十八条第一項に規定する道路管理者をい
う。以下同じ。)に対し、当該通行禁止等を行お
うとする道路の区間において、第七十六条の六
第一項の規定による指定若しくは命令をし、又
は同条第三項若しくは第四項の規定による措置
をとるべきことを要請することができる。

第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条
第一項に規定する指定区間外の国道(同法第三
条第二号に掲げる一般国道をいう。)、都道府県
道(同法第三条第一号に掲げる都道府県道をい
う。)及び市町村道(同法第三条第四号に掲げる
市町村道をいう。以下この条において同じ。)に
関し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二
条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外
の市町村道に關し、緊急通行車両の通行を確保
し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよ
うにするため特に必要があると認めるときは、
政令で定めるところにより、それぞれ当該道路
の道路管理者に対し、前条第一項の規定による
指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しく

は第四項の規定による措置をとるべき」とを指
示することができる。

第七十六条の八 第七十六条の六に規定する道路
管理者である国土交通大臣の権限及び前条に規
定する国土交通大臣の権限は、政令で定めると
ころにより、その全部又は一部を地方整備局長
又は北海道開発局長に委任することができる。

第七十六条の三の次に次の二条を加える。

第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁
止等を行うため必要があると認めるときは、道
路管理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律
第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動
車国道にあつては、国土交通大臣、その他の道路
にあつては、国土交通大臣、その他の道路
方)第十八条第一項に規定する道路管理者をい
う。以下同じ。)に対し、当該通行禁止等を行お
うとする道路の区間において、第七十六条の六
第一項の規定による指定若しくは命令をし、又
は同条第三項若しくは第四項の規定による措置
をとるべきことを要請することができる。

第七十六条の六において同じ。)の区間について
前項の規定による要請をする場合における同項
の規定の適用については、同項中「道路管理者」

(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八條第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」という。)」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。

に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

第二十八条第一項の表第四十七条第一項の項中

		くは原子力災害対策
	防災計画の 指針の	防災計画若しくは原子力災害対策
第七十六条の六第一項	災害が発生した場合	防災計画若しくは原子力災害対策
第七十六条の四	原子弹緊急事態宣言があつた時から原子弹緊急事態解除宣言があるまでの間	防災計画若しくは原子力災害対策
第七十六条の五	緊急事態緊急対策	防災計画若しくは原子力災害対策
第七十六条の七	災害応急対策	防災計画の 指針の
	緊急事態緊急対策	防災計画の 指針の

<p>(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」という。)」と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。</p>	
<p>3 公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。)が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をい</p>	<p>する。</p>
<p>4 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (検討)</p>	<p>第八十二条第一項中「第四項において準用する場合を含む。」の下に「第七十六条の六第三項後段若しくは第四項」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p>
<p>5 第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p>
<p>6 第三条 道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p>
<p>7 第一百四十四条の五第二項中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に改める。</p>	<p>第八十二条第一項中「第四項において準用する場合を含む。」の下に「第七十六条の六第三項後段若しくは第四項」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p>
<p>8 第四条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p>

平成二十六年十一月十四日 参議院会議録第八

八

するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に

号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

等の处罚に関する法律の一部を改正する法律案

処する

係る行為についての処罰規定を整備するととも

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等

に、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようと
する者に対する資金等の提供

の提供等の処罰に関する規定

する者は、好し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰

**第二条の見出しを削り、同条第一項中「情を
第三条を削る**

規定を整備しようとするものであり、おおむね

知つて、」を削り、「資金」、

妥当な措置と認める。

する者に対し、資金又はその実行に資するその他

費用

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)は本院において可決した。

よつてこれを送付する。

參議院議長　山崎　正昭殿　衆議院議長　伊吹　文明

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正す
る法律

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七)

第二条を第三条とし、同条の前に見出しつけて
「(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする

のとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二百万元以下の罰金には、

第二条第二項第四号を次のように改める。

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第三条第一項若しくは第二項前段第四条第一項若しくは第五条第一項(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行わたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む)により提供され、又は提供しようとした財産

第十条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条第二項に規定する罪に係る資金」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。以下この項において同じ)により提供しようとした財産に、「同法第二条第二項に規定する罪に係る資金」を「同法第三条第一項若しくは第二項前段第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産」に改める。

別表第七十五号を次のよう改める。

七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条から第五条まで(公衆等脅迫目的の犯罪行

為を実行しようとする者による資金等を提供する行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪

投票者氏名	案(内閣提出、衆議院送付)	日程第一 災害対策基本法の一部を改正する法律
賛成者氏名 二二八名		

島田 昭子君	山東 大君	島田 三郎君	若林 健太君	脇 雅史君
未松 信介君	島村 大君	閑口 昌一君	渡辺 猛之君	美樹君
豊田 俊郎君	世耕 弘成君	伊達 忠一君	足立 信也君	相原久美子君
中川 雅治君	高野光一郎君	高階恵美子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君
鶴保 康介君	滝沢 求君	高橋 克法君	江田 五月君	
柘植 芳文君	滝波 宏文君	小川 敏夫君	小川 敏夫君	
塚田 一郎君	高橋 一郎君	石橋 通宏君	江崎 孝君	
堂故 茂君	高橋 一郎君	江崎 孝君	有田 芳生君	
中曾根弘文君	中泉 松司君	大島九州男君	大島九州男君	
中原 八一君	中西 祐介君	尾立 源幸君	尾立 源幸君	
二之湯智君	長峯 誠君	大島九州男君	大島九州男君	
西田 昌司君	西田 昌司君	北澤 俊美君	北澤 俊美君	
藤井 哲郎君	藤井 基之君	小西 洋之君	小西 洋之君	
羽生田 俊君	古川 俊治君	小見山 幸治君	小見山 幸治君	
馬場 成志君	橋本 聖子君	斎藤 嘉隆君	斎藤 嘉隆君	
堀井 政人君	堀内 恒夫君	芝 博一君	芝 博一君	
福岡 資麿君	牧野たかお君	田城 郁君	田城 郁君	
藤川 政人君	大沼みづほ君	津田弥太郎君	津田弥太郎君	
馬場 成志君	岡田 直樹君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	
堀井 政人君	尾辻 秀久君	難波 奕二君	難波 奕二君	
福岡 資麿君	片山さつき君	野田 国義君	野田 国義君	
藤川 政人君	岸 宏一君	羽田 雄一郎君	羽田 雄一郎君	
馬場 成志君	木村 義雄君	長浜 博行君	長浜 博行君	
堀井 政人君	大野 泰正君	西村まさみ君	西村まさみ君	
福岡 資麿君	岡田 広君	浜野 喜史君	浜野 喜史君	
藤川 政人君	木村 美代君	広田 一君	広田 一君	
馬場 成志君	丸川 珠代君	藤末 健三君	藤末 健三君	
堀井 政人君	三木 亨君	前田 武志君	前田 武志君	
福岡 資麿君	水落 敏栄君	柳田 稔君	柳田 稔君	
馬場 成志君	宮沢 洋一君	水岡 俊一君	水岡 俊一君	
堀井 政人君	森 まさこ君	安井美沙子君	安井美沙子君	
馬場 成志君	柳本 韶治君	吉川 沙織君	吉川 沙織君	
堀井 政人君	山下 雄平君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	
馬場 成志君	山田 俊男君	森 真治君	森 真治君	
堀井 政人君	山田 修路君	増子 輝彦君	増子 輝彦君	
堀井 政人君	山本 一大君	前田 武志君	前田 武志君	
堀井 政人君	山本 顺三君	柳田 稔君	柳田 稔君	

平成二十六年十一月十四日

參議院會議錄第八號

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十六年十一月十四日 参議院会議録第八号

參議院會議錄第八号 投票者氏名

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十六年十一月十四日 参議院会議録第八号

第三種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

発行所	二東京一〇五番五丁目
独立行政法人国際印刷局	二番五丁目虎ノ門八四四五番五丁目
電話	03(3587)4294
定価	本体二二八円 (本体二二〇円)